

第 3 8 2 回福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会次第

日 時：令和 6 年 7 月 1 9 日（金）14:30～
場 所：佐賀県水産会館 大会議室
（佐賀市西与賀町厘外 821 番地の 4）

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 議 題

- （1）令和 6 年度機船船びき網（えび 2 そう船びき網）漁業に係る許可の取扱いについて（協議）
- （2）令和 6 年度ビゼンクラゲの操業について（報告）
- （3）農林水産大臣管轄漁場における佐賀、福岡両県の事業について（報告）
- （4）その他

4. 閉 会

第 3 8 2 回福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会出席者名簿

令和6年7月19日(金) 14:30～

委員

所 属	職 名	氏 名	備考
福岡佐賀有明海連合海区 漁業調整委員会	会長	半田 亮司	
	委員	梅崎 義己	
	〃	今村 克博	
	〃	平野 年吉	
	〃	松藤 文豪	
	〃	森田 幸寛	
	副会長	西久保 敏	
	委員	古賀 善治	
	〃	井口 繁臣	
	〃	中島 龍	
	〃	川下 始	
	〃	古賀 秀昭	

臨席者

所 属	職 名	氏 名	備考
水産庁九州漁業調整事務所	所長	中村 克彦	
	調整課課長	工藤 尊世	
	調整課	高野はるか	
佐賀県有明海 漁業協同組合	指導部部長	有馬 隆文	
	指導課	糸山 亮平	
福岡有明海漁業協同組合連合会	指導部長	植田 新	
佐賀県農林水産部水産課	漁業調整担当係長	伊藤 毅史	
佐賀県有明海区 漁業調整委員会事務局	事務局長	江口 泰蔵	
	主事	本間 智希	
福岡県農林水産部水産局漁業管理課	技術主査	俵積田 貴彦	
福岡県農林水産部 水産局漁業管理課	漁場整備係長	後川 龍男	
	主任技師	黒川 皓平	
福岡県有明海区 漁業調整委員会事務局	事務局長	佐野 二郎	
	主任主事	山田 菜美子	

**令和 6 年度福岡県有明海区における機船船びき網
(えび 2 そうびき網) 漁業許可方針 (案)**

1 制限措置に関する事項

(1) 許可枠及び住所要件

次表のとおり許可する船舶等の数の上限を設ける。漁業許可は次表に掲げる住所を有する者（漁業協同組合に加入している者については、その漁業協同組合の住所に読み替えるものとする。）に対してのみ行うこととする。

許可する船舶等の数の上限	住所要件
50 隻（25 統）以内	大川市、柳川市、みやま市、大牟田市

(2) 船舶の総トン数

定めなし

(3) 推進機関の馬力数

定めなし

(4) 操業区域

福岡県地先有明海海域（農林水産大臣管轄漁場を含む）

(5) 漁業時期

令和 6 年 9 月 20 日から 11 月 30 日まで

2 許可の有効期間

1 年

3 条件

(1) 区画漁業権の免許に基づくのり養殖漁場とその周囲 200 メートル以内の海域において操業してはならない。

(2) 僚船は〇〇丸、F O 3 - 〇〇〇〇〇以外の漁船は使用してはならない。

(3) 使用する漁具にワイヤーロープを用いてはならない。

4 申請書の添付書類等

(1) 漁業許可申請一覧表

(2) 機船船びき網漁業許可申請書

※ 注意事項として、夜間操業する場合、海上衝突予防法（第 26 条）で定める灯火の内容（別紙）を許可証の裏面に添付する。

5 資源管理の状況等の報告

許可を受けた者は、毎年漁期終了後の翌月末日までに報告すること。

(別 紙)

注意事項

夜間、機船船びき網（えび2そうびき網）漁業を操業する場合、海上衝突予防法（第26条）で定める灯火を掲げなければならない。

【参 考】

1 長さ12メートル以上20メートル未満の船舶

(1) マスト灯	白色	1 灯	灯火の視認距離 3 海里以上
(2) 全 周 灯	緑色	1 灯	〃 2 海里以上
〃	白色	1 灯	〃 〃
(3) 舷 灯	緑色、紅色	1 対	〃 〃
(又は両色灯		1 灯)	
(4) 船 尾 灯	白色	1 灯	〃 〃

2 長さ12メートル未満の船舶

(1) マスト灯	白色	1 灯	灯火の視認距離 2 海里以上
(2) 全 周 灯	緑色	1 灯	〃 〃
〃	白色	1 灯	〃 〃
(3) 舷 灯	緑色、紅色	1 対	〃 1 海里以上
(又は両色灯		1 灯)	
(4) 船 尾 灯	白色	1 灯	〃 2 海里以上

(注) 航行中及び漁場移動中は、(1)、(3)、(4)の灯火を掲げ、操業中は(2)、(3)、(4)の灯火を掲げること。

令和 6 年度機船船びき網（えび 2 そう船びき網）漁業許可方針（案）

第 1 制限措置

1 漁業種類

えび 2 そう船びき網漁業

2 許可又は起業の認可をすべき船舶の数

50 隻（25 統）

3 船舶の総トン数

制限なし

4 推進機関の馬力数

制限なし

5 操業区域

佐賀県有明海（農林水産大臣管轄漁場を含む。）

6 漁業時期

佐賀県有明海 9 月 15 日から 11 月 25 日まで

農林水産大臣管轄漁場 9 月 20 日から 11 月 30 日まで

7 漁業を営む者の資格

- （1） 佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者
- （2） 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者
- （3） 佐賀県漁業調整規則（令和 2 年佐賀県規則第 63 号。以下「規則」という。）第 10 条第 1 項各号のいずれにも該当しない者
- （4） 適切な資源管理を実践できる者
- （5） 漁業の生産力の向上に努めようとする者
- （6） 過去 1 年間に漁業関係法令違反による司法処分を受けていない者

第 2 許可の有効期間

令和 6 年 9 月 15 日から令和 6 年 11 月 30 日まで

第 3 申請すべき期間

- 1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和 6 年 7 月 26 日から令和 6 年 8 月 26 日までとする。
- 2 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、25 件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。なお、件数の計算は、2 隻 1 統を 1 件とする。（以下この許可方針において同じ。）

- 3 令和6年10月31日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が25件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。
- 4 合計数が25件に到達した日以降から令和6年10月31日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から次の開庁日までとし、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。

第4 許可の基準

- 1 令和6年7月26日から令和6年8月26日までにおける受付数が25件を超える場合は、次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、異なる順位に該当する者同士が僚船指定した場合には、より低い方の順位を両者に適用する。また、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。
- (1) 令和5年11月30日時点で当該知事許可漁業の許可を有していた者。ただし、当該順位の適用は、有していた許可件数の範囲までとする。
 - (2) 令和5年11月30日時点で当該知事許可漁業の許可を有していた者から、許可を受けていた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者
 - (3) 前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者
 - (4) 当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を有している者
 - (5) 上記(1)から(4)に該当しない者
- 2 令和6年8月26日以降における合計数が25件を超える場合は、最後に設定した申請期間に受付けた者を次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、異なる順位に該当する者同士が僚船指定した場合には、より低い方の順位を両者に適用する。また、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。
- (1) 許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者
 - (2) 当該知事許可漁業の許可を有している者又は前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者

- (3) 当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を有している者
- (4) 上記(1)から(3)に該当しない者

第5 条件

- 1 次に掲げる区域で操業してはならない。
 - (1) 区画漁業権に基づくのり漁場の周囲100メートル以内の区域。ただし、農林水産大臣管轄漁場においては、区画漁業権に基づくのり漁場の周囲200メートル以内の区域。
 - (2) 竹羽瀬から100メートル以内の区域。
- 2 指定された船以外を僚船に使用してはならない。
- 3 操業の際は、県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。
- 4 使用する漁具にワイヤーロープを用いてはならない。

第382回福岡佐賀有明海
連合海区漁業調整委員会
(令和6年7月19日)

機船船びき網（えび2そうびき網）漁業許可状況一覧表

福岡県		平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
	許可隻数	０隻(０統)	０隻(０統)	０隻(０統)	０隻(０統)	４隻(２統)	０隻(０統)	０隻(０統)	０隻(０統)	隻(統)
	許可期間	9.20～ 11.30	9.20～ 11.30	9.20～ 11.30	9.20～ 11.30	9.20～ 11.30	9.20～ 11.30	9.20～ 11.30	9.20～ 11.30	9.20～ 11.30
	操業区域	福岡県地先有明海海域（農林水産大臣管轄漁場を含む）								
	条 件	（１）区画漁業権の免許に基づくのり養殖漁場とその周囲２００メートル以内の海域において操業してはならない。 （２）僚船は〇〇丸、F〇〇－〇〇〇〇〇以外の漁船は使用してはならない。 （３）使用する漁具にワイヤーロープを用いてはならない。								
佐賀県		平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
	許可隻数	１０隻(５統)	１０隻(５統)	１０隻(５統)	１０隻(５統)	８隻(４統)	８隻(４統)	６隻(３統)	２隻(１統)	隻(統)
	許可期間	農区9.20～11.30 有区9.15～11.25	農区9.20～11.30 有区9.15～11.25	農区9.20～11.30 有区9.15～11.25	農区9.20～11.30 有区9.15～11.25	農区9.20～11.30 有区9.15～11.25	農区9.20～11.30 有区9.15～11.25	農区9.20～11.30 有区9.15～11.25	農区9.20～11.30 有区9.15～11.25	農区9.20～11.30 有区9.15～11.25
	操業区域	佐賀県有明海（農林水産大臣管轄漁場を含む。）								
	条 件	１ 次に掲げる区域で操業してはならない。 （１）区画漁業権に基づくのり漁場の周囲１００メートル以内の区域。ただし、農林水産大臣管轄漁場においては、区画漁業権に基づくのり漁場の周囲２００メートル以内の区域。 （２）竹羽瀬から１００メートル以内の区域。 ２ 指定された船以外を僚船に使用してはならない。 ３ 操業の際は、県が定める標旗を船舷上１．５メートル以上の高さに掲げなければならない。 ４ 使用する漁具にワイヤーロープを用いてはならない。								

福岡県有明海区漁業調整委員会指示第111号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、福岡県有明海区におけるビゼンクラゲ漁業の調整を図るため、当該魚種の採捕について次のとおり指示する。ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合はこの限りでない。

令和4年5月24日

福岡県有明海区漁業調整委員会会長 半田 亮

1 指示の適用海域

福岡県有明海区海域（農林水産大臣の管轄する漁場を含む）

2 指示の内容

(1) 6月1日から6月30日まで及び11月1日から翌年5月31日までの期間は採捕してはならない。

(2) 採捕可能な期間において次の区域で採捕してはならない。

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

（世界測地系）

ア 北緯33度05分39秒、東経130度21分46秒

イ 北緯33度05分08秒、東経130度21分41秒

ウ 北緯33度04分48秒、東経130度21分40秒

エ 北緯33度03分51秒、東経130度21分25秒

オ 北緯33度03分51秒、東経130度21分33秒

カ 北緯33度04分48秒、東経130度21分47秒

キ 北緯33度05分08秒、東経130度21分49秒

ク 北緯33度05分39秒、東経130度21分54秒

(3) 採捕可能な期間において当該魚種の採捕を目的として固定式さし網漁業を使用する場合、漁具は1隻1統とする。また、網漁具の総延長は250メートル（仕立て上り）以下、網丈は9メートル以下、網の目合は20センチメートル以上とする。なお、夜間にあつては当該漁具の両端に設置した旗に電灯その他の照明による漁具の標識を設けなければならない。

(4) 傘幅40センチメートル未満は採捕してはならない。

3 指示の有効期間

令和4年6月1日から令和7年5月31日まで

(参考図)





◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第58号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、佐賀県有明海区（農林水産大臣管轄漁場を含む。）におけるビゼンクラゲの採捕について、次のとおり指示する。

ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合はこの限りでない。

令和4年5月31日

佐賀県有明海区漁業調整
会長 西久保

- 1 傘幅40センチメートル未満のビゼンクラゲは、採捕してはならない。
- 2 6月1日から6月30日まで及び11月1日から翌年5月31日までの間、ビゼンクラゲを採捕してはならない。

- 3 次の区域内においては、ビゼンクラゲを採捕してはならない。

(1) 塩田川川筋のうち、ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33度06分30秒、	東経	130度09分00秒
イ	北緯	33度05分10秒、	東経	130度11分25秒
ウ	北緯	33度05分18秒、	東経	130度11分30秒
エ	北緯	33度06分32秒、	東経	130度09分03秒

(2) 六角川川筋のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33度10分58秒、	東経	130度14分04秒
イ	北緯	33度09分49秒、	東経	130度13分29秒
ウ	北緯	33度08分29秒、	東経	130度13分46秒
エ	北緯	33度08分12秒、	東経	130度13分56秒
オ	北緯	33度08分13秒、	東経	130度14分09秒
カ	北緯	33度08分37秒、	東経	130度13分54秒
キ	北緯	33度09分36秒、	東経	130度13分44秒

ク 北緯 33 度 10 分 57 秒、 東経 130 度 14 分 14 秒

(3) 嘉瀬川川筋のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を
順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33 度 10 分 55 秒、	東経	130 度 14 分 49 秒
イ	北緯	33 度 10 分 36 秒、	東経	130 度 14 分 34 秒
ウ	北緯	33 度 09 分 32 秒、	東経	130 度 14 分 21 秒
エ	北緯	33 度 08 分 20 秒、	東経	130 度 14 分 30 秒
オ	北緯	33 度 08 分 21 秒、	東経	130 度 14 分 37 秒
カ	北緯	33 度 09 分 31 秒、	東経	130 度 14 分 26 秒
キ	北緯	33 度 10 分 36 秒、	東経	130 度 14 分 40 秒
ク	北緯	33 度 10 分 52 秒、	東経	130 度 14 分 53 秒

(4) 広江漁港の区域付近のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及
びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33 度 10 分 10 秒、	東経	130 度 16 分 39 秒
イ	北緯	33 度 09 分 49 秒、	東経	130 度 16 分 25 秒
ウ	北緯	33 度 09 分 38 秒、	東経	130 度 16 分 44 秒
エ	北緯	33 度 06 分 37 秒、	東経	130 度 15 分 31 秒
オ	北緯	33 度 06 分 36 秒、	東経	130 度 15 分 34 秒
カ	北緯	33 度 09 分 48 秒、	東経	130 度 16 分 52 秒
キ	北緯	33 度 09 分 52 秒、	東経	130 度 16 分 40 秒
ク	北緯	33 度 10 分 04 秒、	東経	130 度 16 分 40 秒
ケ	北緯	33 度 10 分 07 秒、	東経	130 度 16 分 44 秒

(5) 早津江川川筋のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次結
んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33 度 08 分 42 秒、	東経	130 度 20 分 05 秒
イ	北緯	33 度 08 分 00 秒、	東経	130 度 17 分 26 秒
ウ	北緯	33 度 07 分 05 秒、	東経	130 度 16 分 52 秒
エ	北緯	33 度 07 分 00 秒、	東経	130 度 17 分 00 秒
オ	北緯	33 度 07 分 48 秒、	東経	130 度 17 分 30 秒
カ	北緯	33 度 08 分 34 秒、	東経	130 度 20 分 08 秒

(6) 農林水産大臣管轄漁場のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及び
アの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33度 05分 39秒、	東経	130度 21分 46秒
イ	北緯	33度 05分 08秒、	東経	130度 21分 41秒
ウ	北緯	33度 04分 48秒、	東経	130度 21分 40秒
エ	北緯	33度 03分 51秒、	東経	130度 21分 25秒
オ	北緯	33度 03分 51秒、	東経	130度 21分 33秒
カ	北緯	33度 04分 48秒、	東経	130度 21分 47秒
キ	北緯	33度 05分 08秒、	東経	130度 21分 49秒
ク	北緯	33度 05分 39秒、	東経	130度 21分 54秒

(7) 只江川筋のうち、ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ直線によ
り囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33度 07分 35秒、	東経	130度 10分 25秒
イ	北緯	33度 07分 04秒、	東経	130度 10分 49秒
ウ	北緯	33度 07分 02秒、	東経	130度 10分 45秒
エ	北緯	33度 07分 32秒、	東経	130度 10分 19秒

4 ピゼンクラゲを目的とした固定式刺網漁業において使用する漁具の規模等
は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------------|-------------|
| (1) 1隻が使用する網漁具の総延長 | 250メートル以下 |
| (2) 網丈 | 9メートル以下 |
| (3) 網の目合 | 20センチメートル以上 |
| (4) 使用する漁具 | 1統 |

5 指示期間

令和4年6月1日から令和7年5月31日まで

2



令和6年度水産基盤整備事業概要

- 1 令和6年度水産基盤整備事業 実施予定位置図
- 2 令和6年度水産基盤整備事業 実施予定一覧表
- 3 福岡県有明地区 水産環境整備事業の概要

福 岡 県
水産振興課漁場整備係

1. 令和6年度 水産基盤整備事業実施予定位置図

昭南町

6(2)工区

橋本町 柳川市

大和町

みやま市

25工区

210(12)工区

210(11)工区

26工区

大牟田市

荒尾市

有明海

覆砂工事(前期)

覆砂工事(後期)

2. 令和6年度 水産基盤整備事業実施予定一覧表

福岡県水産振興課

覆砂工事

【農 共 分】

事業名	実施主体	地区名	漁場名	事業位置	工事予定期間	事業内容	備考
水産基盤整備事業	福岡県	福岡県有明	210(11)	柳川市地先	R6年6月上旬～9月上旬	覆砂 99,530 m ²	砂厚 35cm
	〃	〃	210(12)	柳川市地先	R6年6月上旬～9月上旬	〃 97,170 m ²	砂厚 35cm
			2漁場			196,700 m ²	

【有 共 分】

事業名	実施主体	地区名	漁場名	事業位置	工事予定期間	事業内容	備考
水産基盤整備事業	福岡県	福岡県有明	6(2)	柳川市地先	R6年5月上旬～8月上旬	覆砂 278,150 m ²	砂厚 20cm
	〃	〃	25	みやま市地先	R6年5月上旬～8月上旬	〃 90,770 m ²	砂厚 35cm
	〃	〃	26	みやま市地先	R6年6月上旬～9月上旬	〃 95,940 m ²	砂厚 35cm
			3漁場			計 464,860 m ²	

覆砂工事 合計 661,560 m²

3 福岡県有明地区 水産基盤整備事業の概要

覆砂工事について

- 1 施工箇所の測量を行い、施工区域に旗竿を立てます。
- 2 音響測探機を用いて施工前の測探を行います。
- 3 海砂採取地から運搬船にて海砂を搬入します。
- 4 工事区域沖合の瀬取り位置にて運搬船からガット船等へ海砂を積み替えます。
- 5 ガット船等で工事区域に海砂を投入します。
- 6 クレーン付台船で均し機(鋼製)を曳いて不陸均しを行います。
- 7 音響測探機を用いて施工後の測探を行います。

海砂について

- 1 海砂は使用前に①中央粒径値、②シルト分、③れき分、④貝殻混入率、⑤ダイオキシン類を確認し、規格に適合する砂を使用します。
- 2 採取許可の確認が取れたものを使用します。
(山口県蓋井島周辺、福岡県白島周辺、佐賀県唐津沖、長崎県壱岐周辺 等)